

令和 2 年度 指定居宅サービス事業者等 集団指導

南 河 内 広 域 事 務 室 広 域 福 祉 課

〒584-0031 富田林市寿町二丁目 6 番 1 号 南河内府民センタービル 2 F ☎0721-20-1199

松 原 市 福 祉 部 福 祉 指 導 課

〒580-8501 松原市阿保一丁目 1 番 1 号 ☎072-334-1550(代)

羽 曳 野 市 総 務 部 行 財 政 改 革 推 進 室 指 導 監 査 室

〒583-8585 羽曳野市誉田四丁目 1 番 1 号 ☎072-947-3860

藤 井 寺 市 健 康 福 祉 部 法 人 指 導 課

〒583-8583 藤井寺市岡一丁目 1 番 1 号 ☎072-939-1111(代)

目 次

介護保険の理念	1
指定居宅サービス事業者等の指定・指導体制	7
資料1 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査	8～25
資料2 事業運営上の留意事項	26～72
資料3 その他の運営上の留意事項 ほか	73～91
資料4 外部講師等による説明資料	92～109

介護保険の理念（介護保険の保険給付とは）

介護保険法第2条

1 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

居宅介護支援事業所は、適切なアセスメントの上で、利用者の心身の状況等を把握し、真に必要なサービスを中立公正な立場から居宅サービス計画に位置付け、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止を図ることが必要である。

3 保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

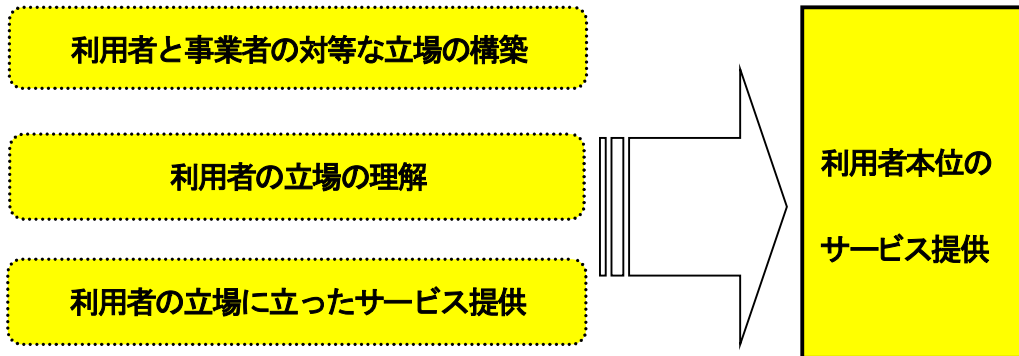
高齢者は社会的に弱い立場にあるとともに、サービスの受け手という意識から十分な意思表示ができないことがあることから、サービスや支援の提供の際には、たとえそれが善意によるものであったとしても、常に十分に利用者の意思を確認し、利用者の立場に立った対応を行う必要がある。提供者側が一方的に行う内容では、利用者の自発的な意思によるものとは言えない。

居宅サービスは在宅における総合的な介護サービスの提供が基本となっており、居宅介護支援事業所を中心として、各サービス事業所との連携のほか、市町村やボランティア等地域資源の活用や連携が必要である。

4 保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

サービス提供の内容及び水準は、利用者の居宅での自立した生活が保障されるものである必要があり、居宅介護支援事業所は、利用者にとって真に必要なサービスとは何かをモニタリングによって常に把握し、居宅サービス計画の変更等について検討を行わなければならない。

利用者本位のサービス提供



利用者と事業者の対等な立場の構築

(利用者が自由な選択ができる環境づくりを行うこと)

- **利用者の立場を踏まえた事業者による意識的な利用者へのアプローチ**
(利用者への積極的な情報開示、分かりやすく丁寧な説明)

事業者は、利用者への情報開示や情報提供に当たっては、決して事務的にならず、弱者の視点に立って、利用者に積極的にアプローチを行うとともに、利用者から積極的に希望や質問を言えるような雰囲気づくりを行う等、事業者と利用者が対等な立場となることを意識する必要がある。

また、障がい特性等利用者の心身の状況に合わせた説明の仕方の工夫等を積極的に行う必要がある。

- **重要事項説明の重要性**

「重要事項説明書」は、利用者にとって、どのようなサービスを受けられるのか、サービスを受けるに当たっての留意事項は何かを知り、事業所を選択する判断材料であることから、懇切丁寧な説明を行う必要がある。

重要事項説明の不備は、サービスに関する利用者とのトラブルや利用者の不利益となることがあるので、十分留意する必要がある。

【過去の主な指導事項】

- 「重要事項説明書」の説明、交付いずれかの手続が行われていない
- 「重要事項説明書」に事故発生時の対応、苦情相談の窓口、苦情処理の体制及び手順等必要な事項が記載されていない
- 「重要事項説明書」と「契約書」が一体となっており、分離されていない
- 「重要事項説明書」と「運営規程」とで営業日時、通常の事業の実施地域等の項目に相違がある

など

利用者の立場の理解

(高齢者特有の心理状況や社会的・歴史的背景等を理解すること)

① 高齢者特有の心理状況への理解

- 老化を受け入れにくい心理状況
- 長い老後生活や社会的孤立等に対する不安
- サービスの受け手として十分な意思表示ができないという心理状況

② 身近にある人権

■ 高齢者の人権

高齢期になっても意欲的に社会参加している人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。高齢者が社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

また、高齢者に対するあらゆる形態の虐待をなくさなければなりません。全ての人が年齢を重ねるごとに充実感を感じ、健康かつ安全な生活を送ることができる、持続可能で適切な支援を提供する必要があります。このような取組を通じて、活力ある高齢社会を築くことが必要です。

■ 障がい者の人権

身近なところで障がいのあるひともない人も当たり前暮らす。そのためになくてはならないことが「バリアフリー」です。「バリアフリー」とは、行動や人間関係を妨げるバリア(壁)をなくしていくことです。

解決しなければならないバリアの一つに、一人ひとりのこころのバリアがあります。障がい及び障がいのある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否等の問題、社会福祉施設等の設置に際して地域住民との摩擦(いわゆる施設コンフリクト)が発生する等の問題があります。

一人ひとりがこころのバリアをなくしていくことが必要です。

■ 同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受ける等の日本固有の人権問題です。

財政上の特別措置としての同和对策事業は平成 14(2002)年で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生しており、同和問題が解決されてとは言えない状況であり、大阪府では総合相談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発を行っているところです。

平成 28(2016)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、引き続き同和問題解決に向けた取組を推進しています。

■ 外国人の人権

平成 29(2017)年 12 月末現在、大阪府民の 39 人に1人が外国人という計算になります。

差別的な対応や不利益な扱い、住民との摩擦等のほか、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人の高齢者、障がい者の年金問題や、福祉サービスについても、言葉や食事、生活習慣の違いから利用が難しい状況が見られます。このため、言語による情報提供や日本語学習の機会の確保等円滑なコミュニケーションのための取組に加え、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに、国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。

大阪府で暮らしている外国人の約5割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。

■ HIV陽性者の人権

HIV感染症に対する誤った知識や偏見から、感染を理由とした就職拒否や入居拒否等の人権侵害が起きている。

HIVは、陽性者と一緒においても日常生活での接触で感染することはありません。主な感染経路は性行為で、誰もが感染する可能性があります。コンドームを使用する等正しい知識を持って行動することで、感染を防ぐことが可能です。また、感染しても、現在では医学の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活続けることが可能です。

一人ひとりが正しい知識を持ち、HIV陽性者が安心して学び、働き、生活できる社会を築くことが必要です。

■ ハンセン病回復者の人権

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することは極めて稀であり、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、優れた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

明治時代に「ハンセン病は感染症」という情報が日本にも入ってきましたが、それまで信じられていた遺伝病説は完全には消えず、それに加えて必要以上に感染症であることが強調され、社会に広まりました。法律による強制的な隔離政策が平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまでの間進められ、そのことが社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

過去にあった宿泊拒否に見られるように、病気に対する根強い誤解や療養所入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境を私たちみんなで早く整え、二度とこうした間違いが起こらないようにしていくことが必要です。

■ こころの病

「こころの病」と言っても、種類も症状も様々で、原因が分かっていないものが多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で392万人(平成26年)と、32人に1人の割合です。また、生涯を通じて5人に1人がかかるとも言われています。しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの慣習や風評等から生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、また、このため生きづらさや生活しづらさに苦しんでいる人たちがいます。

こころの病は誰でもかかり得る病気であり、こうした先入観や偏見にとらわれないことが大切です。

■ 性的マイノリティの人権

「生物学的な性」と「性自認」(自分の性をどのように認識しているか)が一致している人や、「性的指向」(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか)が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらに当てはまらない性的マイノリティ(少数者)の人がいます。性的マイノリティ(少数者)の人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

近年国内で行われた複数の民間の調査結果によると、性的マイノリティの人は全人口の約8%いると言われています。約13人に1人の割合です。生きづらさを感じている当事者は、あなたの周りにいるかもしれません。

性のあり方は人それぞれです。大切なのは、その人がどれに当てはまるかを考えるのではなく、何に困っているかを一緒に考える意識や態度を身に付けることです。

■ 個人情報保護

個人情報は、わたしたちが日常生活や事業活動等を営んでいく上で、その利用が不可欠なものです。一方で、その内容に誤りがあったり、本人に無断で収集や提供がなされた場合、プライバシー等の個人の権利や利益を侵害するおそれがあります。

平成15(2003)年に制定された「個人情報の保護に関する法律」では、国・地方公共団体の責務や個人情報取扱事業者の義務等を定めており、この法律に基づき、国・地方公共団体は自らが保有する個人情報の保護に関する法律や条例を定め、また、個人情報保護委員会等では個人情報取扱事業者が守るべきガイドラインを定めています。

大阪府では「大阪府個人情報保護条例」を平成8(1996)年から施行しています。

《大阪府人権白書 ゆまにてなになわ ver.33 から抜粋、要約》

利用者の立場に立ったサービス提供

(一人ひとりに着目したサービス提供を行うこと)

生活への満足感や生活の充実度は、一人ひとりの利用者が生活してきた生活様式や生活習慣、考え方、価値観、生活信条、家族の状態、生きてきた時代背景等によって人それぞれ異なり、特に高齢者には65年以上の人生の重みがある。

このため、サービス提供に当たっては、身の回りの介護だけでなく、広い範囲での主体的な生活活動を支援するといった観点に立ち、画一化して対応するのではなく、一人ひとりに着目して考えるという視点が極めて大切である。

そのためには、利用者の尊厳の保持とプライバシーの保護を基本に据えることが不可欠であり、事業者は継続的な取組を行う必要がある。

【利用者の立場に立ったサービス提供の視点】

- 日常生活の支援において、いかなる場合であっても強制的な言動、暴言、体罰、差別的な言動をしていないか
- 介護や運営の効率化を重視するあまり、日常生活に不必要な規制や行動制限を強いていないか
- 記憶障がいや認知力、判断力の低下等認知症に関する症状があることをもって、直ちに主体性や自己決定する能力がないと判断していないか
- 視覚障がい者や聴覚障がい者、言語障がいのある人、外国人等、文字や話し言葉によるコミュニケーションに困難がある人に対して、点字や手話、身振り手振り、カード、絵文字等の手段を柔軟に用いて意思疎通の円滑化に努めているか
- サービス提供に当たっては、ADLや介護の必要度等現在の状態からだけで利用者を理解するのではなく、一人ひとりの生きてこられた時代背景についての知識を積み重ね、豊かな想像力をもって利用者の永い人生に思いを馳せ、その延長線上で現在の状況を理解しているか
- 人格を尊重し、年長者に対する礼を尽くし、不快な言葉や子ども扱いした言葉を使わず、暖かで親しみやすい雰囲気を持った会話を心がけているか
- 常に利用者の意向や希望を確認し、反映させるよう努めているか
- 介護者には仕事を通じて知り得た情報について守秘義務があり、普段の会話でも話題にしないよう気を付けているか

指定居宅サービス事業者等の指定・指導体制

大阪府内の指定・指導権限について

大阪府では市町村への権限移譲を進め、知事の権限に属する事務のうち

■介護保険法に基づく居宅サービス等事業者の指定・指導等の事務

■老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届の受理等に関する事務

については、移譲市町村（広域連合を含む。以下同じ。）がそれぞれ権限を有しています。

令和2年4月現在、大阪府が権限を有するのは、守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市及び島本町の区域です。

これら8市1町以外の市町村の区域に所在する事業所についての指定・指導業務は、

- ・大阪市・堺市（指定都市）及び豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市（中核市）は各市の条例に基づき、行います。
- ・その他の市町村は大阪府条例に基づき、各市町村が行います。

介護保険法改正による指定・指導権限の移譲について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第83号）による介護保険法の一部改正により、

■介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業については、介護予防・日常生活支援総合事業（いわゆる総合事業）への移行により平成30年3月31日をもって終了

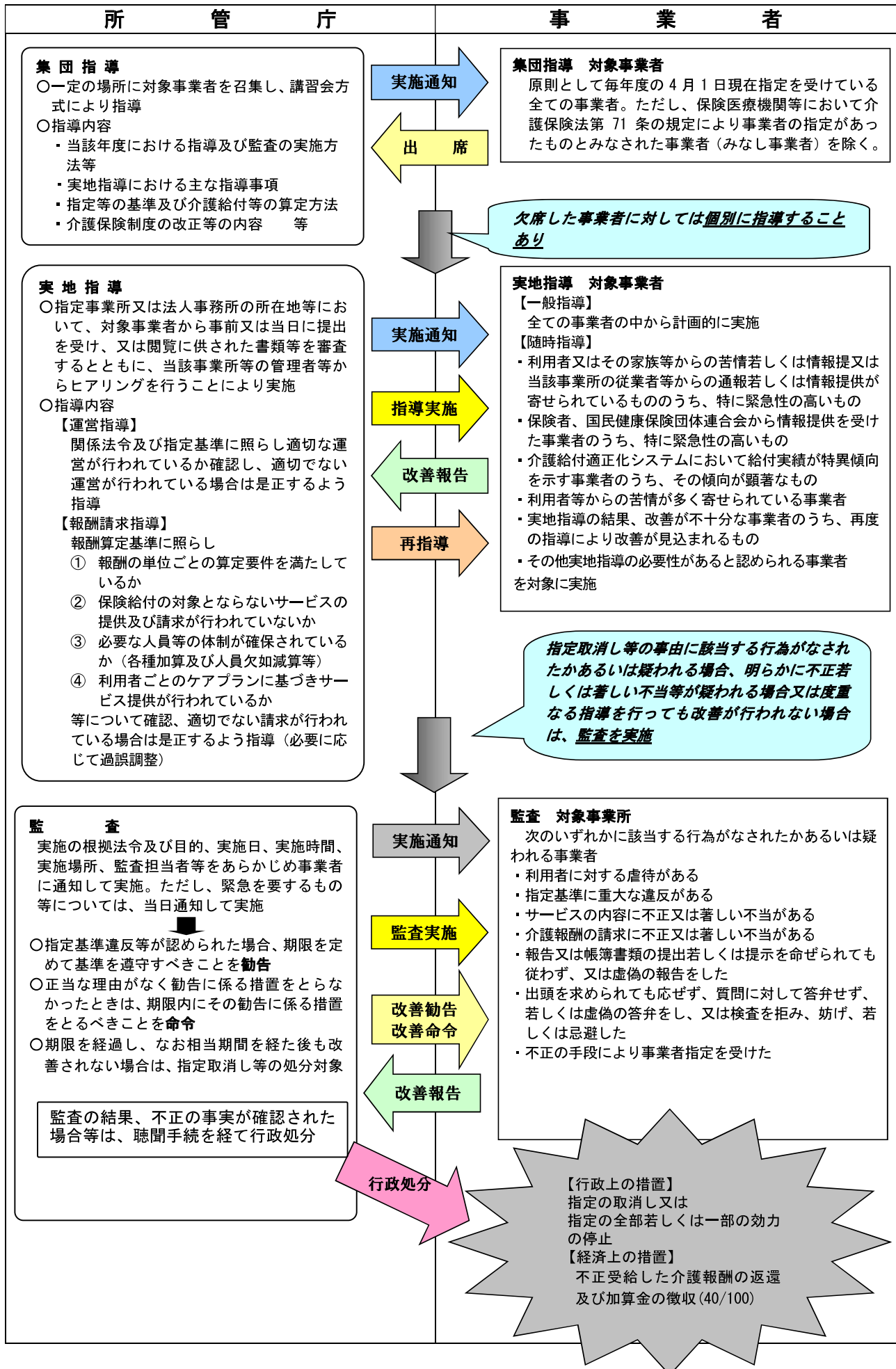
■指定居宅介護支援事業者の指定・指導権限については、平成30年4月1日から市町村に移譲となっています。

大阪府が指定居宅サービス等事業者の指定・指導権限を有している守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、島本町の区域においても、指定居宅介護支援事業者についてはこれら8市1町が指導・監督権限を有しています。御注意ください。

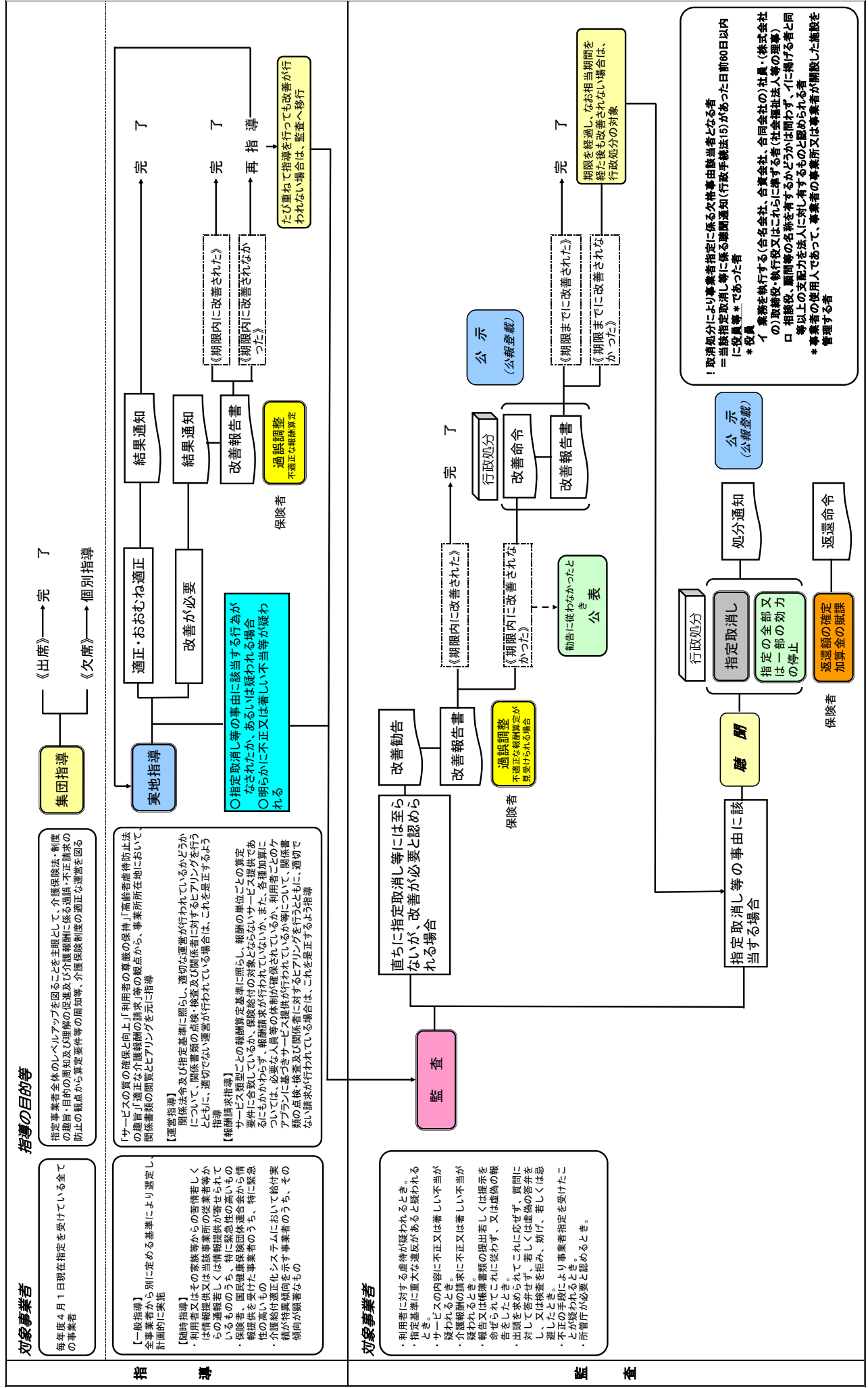
指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査

・ 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	8
・ 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図	9
・ 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等の規定（介護保険法）	10
・ 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定（介護保険法）	15
・ 令和元年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）	21
・ 業務管理体制の整備に関する届出について	24

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法



図一 フロア監査及び指導に対する事業者等指定居室サービス



指定居宅サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号の2(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。	第70条第2項 第4号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※1 介護保険法施行令第35条の2 第5号の2 申請者が労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの※2により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ※2 介護保険法施行令第35条の3 第10号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限

る。・・・)を引き続き滞納している者であるとき。

第6号 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第6号の2 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第7号 申請者が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第7号の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。)までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第8号 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号

(2) 指定居宅サービス事業者が、第 70 条第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 74 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。 (4) 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 2 項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。 (5) 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。 (7) 指定居宅サービス事業者が、第 76 条第 1 項の規定により報告又は帳簿	の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第 9 号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第 70 条第 8 項 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第 1 項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第 41 条第 1 項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第 74 条第 6 項 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 第 76 条第 1 項 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下
--	--

書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に係る場所の立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第41条第1項本文の指定を受けたとき。	第41条第1項本文 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護サービス費を支給する。
(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	介護保険法施行令第35条の5各号 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうち指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法 【33 法律】
--	---

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(指定の取消し等) 第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者のあるものを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。	第70条第2項 第4号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第5号の2 申請者が労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第10号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第10号の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 第11号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第12号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。 第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る・・・）を引き続き滞納している者であるとき。 第6号 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の9第1項又は第115条の

35 条第 6 項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 5 節及び第 203 条第 2 項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第 6 号の 2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第 7 号 申請者が、第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

第 7 号の 2 申請者が、第 115 条の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の 9 第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第 115 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

第 8 号 第 7 号に規定する期間内に第 115 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、

(2) 指定介護予防サ―ビス事業者が、第115条の2第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (3) 指定介護予防サ―ビス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (4) 指定介護予防サ―ビス事業者が、第115条の4第2項に規定する指定介護予防サ―ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サ―ビスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サ―ビスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (5) 指定介護予防サ―ビス事業者が、第115条の4第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (6) 介護予防サ―ビス費の請求に関し不正があったとき。	同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 第9号 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サ―ビス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 第115条の2第6項 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第53条第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。 大阪府指定介護予防サ―ビス事業者の指定並びに指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 大阪府指定介護予防サ―ビス事業者の指定並びに指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 第115条の4第6項 指定介護予防サ―ビス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
---	--

(7) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。	第115条の7第1項 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る事業所に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に係る場所のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	第53条第1項本文 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービス費を支給する。
(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に	介護保険法施行令第35条の5各号 健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、

関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。	身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法
(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。	【33 法律】
(13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
(介護サービス情報の報告及び公表) 第115条の35 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者・・・の指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。	第4項 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
	第1項 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。
	第3項 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

令和元年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主 な 指 定 取 消 し・効 力 停 止 の 事 由	効力停止条項	経済上の措置
大阪府	指定の取消 (H31. 4. 1)	通所介護	事業開始時より生活相談員 2 名のうちの 1 名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第 77 条第 1 項第 9 号	不正請求に係る返還額 285,495 円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の取消 (H31. 7. 1)	訪問看護	利用者 A 氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成 29 年 4 月 3 日から平成 31 年 2 月 28 日までの間、当該利用者に係る 376 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。 利用者 B 氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 17 日までの間、当該利用者に係る 267 回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。	第 77 条第 1 項第 4 号及び第 6 号、 第 115 条の 9 第 1 項第 10 号	不正請求に係る返還額 2,349,859 円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の効力の 一部停止 3 か月 (R1. 8. 1～R1. 10. 31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし
大阪府	指定の効力の 一部停止 3 か月 (R1. 12. 1～R2. 29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成 30 年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第 77 条第 1 項第 4 号	なし

大阪市	指定の取消 (R1.10.31)	訪問介護	法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成31年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。 また、その不正を隠すために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第77条第1項第6号	不正請求に係る返還額 5,965,971円 (加算金を含む)
大阪市	指定の取消 (R1.10.31)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第115条の45の9第1項第6号	なし
大阪市	指定の取消 (R1.10.31)	居宅介護支援	法人代表者であり管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成31年2月までの間、実際に行われていた訪問介護サービスに単位数を追加して虚偽作成した給付管理票を大阪府国民健康保険団体連合会に提出することにより、同法人が運営している訪問介護事業所「介護センター中野」における介護報酬の不正請求をほう助した。 また、その不正を隠すために、虚偽作成した給付管理票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。	第84条第1項第11号	なし
東大阪市	指定の取消し (R1.12.1)	訪問介護 (第一号訪問事業含む)	新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が1名(管理者兼サービス提供責任者)のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない3名分の資格を証する書類(介護福祉士登録証の写し)を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。 上記の実在しない訪問介護員のうち1名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない1名分の資格を証する書類(介護福祉士登録証の写し)を不正に作成し、新たな勤務予定者とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。	第77条第1項第9号及び第10号 第115条の45の9第5号及び第6号	なし

忠岡町	指定の効力の 一部停止 6 か月 (R2. 1. 1～6. 30)	通所介護 (第 1 号事業 含む)	新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。 また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に加算を請求した。 監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。	第 77 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号 第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号及び第 5 号	不正請求に係る返還額 50,298 円 (加算金を含まず)
茨木市	指定の効力の全部停止 3 か月 (R1. 8. 1～10. 31)	訪問介護	・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。 ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・一人のヘルパーが、同日同時時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・2 時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。 ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る返還額 464,032 円 (加算金を含まず)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）の概要

令和元年5月31日成立
令和元年6月7日公布

第9次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

○都道府県から中核市への事務・権限の移譲

- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

○地方公共団体への事務・権限の移譲

介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）

- 介護サービス事業者について、事業所が一の中核市にとどまる場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権限を中核市へ移譲する。
- これにより、例えば事業所で不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部への業務管理体制の検査による包括的な確認が可能となるなど、迅速かつ効率・効果的な監督に資する。

権 限	都道府県	中核市
介護サービス事業所の指定に関する事務・権限		○
介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出・立入検査等に係る事務・権限（事業所が一の中核市内にとどまる事業者に限る。）	○	

業務管理体制の整備に関する届出について

介護サービス事業者は、次の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

令和3年3月31日まで

令和3年4月1日から

【届出先区分】

【届出先】

事業所・施設が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第5号）

〔 厚生労働省
老健局 〕

事業所・施設が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第2号）

〔 主たる事務所の所在する都道府県 〕

事業所・施設が同一都道府県内に所在する事業者（法第115条の32第2項第1号）

〔 都道府県 〕

事業所・施設が同一指定都市内に所在する事業者（法第115条の32第2項第3号）

〔 指定都市 〕

地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所・施設が同一市町村内に所在する事業者（法第115条の32第2項第4号）

〔 市町村（中核市含む） 〕

【届出先区分】

【届出先】

事業所・施設が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第5号）

〔 厚生労働省
老健局 〕

事業所・施設が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者（法第115条の32第2項第2号）

〔 主たる事務所の所在する都道府県 〕

事業所・施設が同一都道府県内に所在する事業者（法第115条の32第2項第1号）

〔 都道府県 〕

事業所・施設が同一指定都市内に所在する事業者（法第115条の32第2項第3号）

〔 指定都市 〕

事業所・施設が同一中核市内に所在する事業者（新法第115条の32第2項第4号）

〔 中核市 〕

地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所・施設が同一市町村内に所在する事業者（法第115条の32第2項第5号）

〔 市町村 〕

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)

